

川崎市新本庁舎整備事業に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、川崎市新本庁舎整備事業に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：川崎市新本庁舎整備事業

種類：高層建築物の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

2 事後調査実施者

名称：川崎市

代表者：川崎市市長 福田 紀彦

住所：川崎市川崎区宮本町1番地

3 公告日

令和7年2月6日（木）

4 事後調査報告書の写しの縦覧

（1）縦覧期間

令和7年2月6日（木）から令和7年3月7日（金）まで

※土曜日、日曜日、祝日は除く。

（2）縦覧場所及び時間

場所：川崎区役所（12階）、環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

時間：午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（2月6日）は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該図書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市 アセス図書の公表



5 事業内容等に関する問合せ先

名称：川崎市総務企画局総務部庁舎管理課

電話：044-200-0864

6 備考

「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

（問合せ先）

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

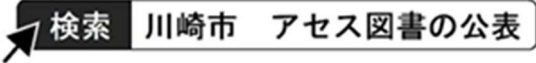
電話 044-200-2152

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年2月6日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき、川崎市新本庁舎整備事業に係る事後調査報告書（工事中）の写し（以下「事後調査報告書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「事後調査報告書」とは、事後調査実施者が、条例評価書に記載した事後調査の実施計画に基づき、事業の施行中や完了後などに事後調査を行い、調査及び検証結果、対策を講じた場合はその対策内容等を記載したものです。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	名 称：川崎市 代表者：川崎市長 福田 紀彦 住 所：川崎市川崎区宮本町1番地
	名 称	川崎市新本庁舎整備事業
	種 類	高層建築物の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	実施区域	川崎市川崎区宮本町1番地ほか
	目 的	新本庁舎の整備
	内 容	建物高さ：塔屋等を含む最高高さ約11.6m 延床面積：約63,200㎡
	事後調査の項目等	産業廃棄物（石綿）
縦覧のお知らせ	環境影響評価 の 手続経過	平成28年 3月17日：環境配慮計画書公告 平成28年 5月18日：環境配慮計画見解書公告 平成28年 7月19日：環境配慮計画審査書公告 平成29年 4月 7日：指定開発行為実施届出 平成29年 4月14日：条例環境影響評価方法書公告 平成29年 8月 9日：条例環境影響評価方法審査書公告 平成30年 1月26日：条例環境影響評価準備書公告 平成30年 4月 2日：条例見解書公告 平成30年 6月21日：条例環境影響評価審査書公告 平成30年 7月31日：条例環境影響評価書公告
	縦覧期間	令和7年2月6日（木）～令和7年3月7日（金）
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（12階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜、日曜、祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（2月6日）は午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、縦覧期間中に、市長に対し、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから事後調査報告書の閲覧、意見書の提出ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
縦覧のお知らせ	意見書提出先・ 問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、FAX、メール等では受け付けておりませんので御注意ください。